

13. 国際経済連携・通商分野

| | |
|---------------------|---|
| <p>国際経済連携・通商(1)</p> | <p>外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格の早期整備</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが一定の契約を締結し、同契約を履行するため当該外国企業に属する専門的・技術的分野の外国人を一定期間わが国に受入れる必要性が高まっているが、このような高度人材がわが国に滞在し必要な業務を行うための在留資格が整備されていない。</p> <p>2005年3月25日に閣議決定された『規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)』では、当会の昨年度の要望を受け、「我が国企業と海外の企業との共同研究・開発等を行うために受入れる海外の企業に所属する専門的・技術的分野の外国人が長期的に在留できるよう、国内法制との整合性に留意しつつ、早急に検討し、結論を得る」(平成17年度検討・結論)とされた。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>政府は上記閣議決定に従い、極力早期に必要な在留資格を整備すべきである。その際、事業活動の実態を反映した現実的かつ柔軟な要件設定を行い、わが国企業、外国企業ともに過度な負担を課すことのないようにすべきであり、在留期間について極力長期なものとするほか、仮に労働基準関連法令等の適用に関わる措置が必要とされる場合には、</p> <p>(1)1名で来日する場合にはその者を管理者とみなす、もしくは受入企業の社員に管理業務を認めること、(2)各種手続きにおいて処分性を伴った行為を介在させないこと、(3)届出書類を極力簡素なものとする、(4)業務独占資格者の介在を不要化すること、(5)労災等への保護措置の柔軟性を確保すること等が重要である。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>近年、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、共同研究・開発、マーケティングやシステム開発のアウトソーシング化等、国境を越えた様々な協力や事業再編等が増えている中、これら外国人を受入れるための制度の整備が強く求められている。しかし、現状では、外国企業がわが国に本店、支店、その他の事業所を有しない場合には、在留資格「企業内転勤」に該当せず、また、わが国企業と当該外国人の間には契約が存しない場合には、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」の要件も満たさない。さらに、在留資格「短期滞在」では、在留期間が90日以内とされていることから長期にわたり滞在することはできない。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令</p> |
| <p>制度の所管官庁及び担当課</p> | <p>法務省入国管理局 厚生労働省 等</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>国際経済連携・通商(2)</p> | <p>外国人の介護分野での在留資格の整備【一部新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>2004年11月に日比経済連携協定が大筋合意に達したことにより、一定の要件を満たすフィリピン人の介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環としての就労(滞在期間の上限4年)や、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労することが認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する枠組も設けられることとなった。</p> <p>しかし、具体的な受入れ人数については、日本側がフィリピン側と相談して決めるとされ、与えられる在留資格も「特定活動」と暫定的な対応となっている。また、他の外国人については、たとえ介護福祉士の国家資格等を取得しても、介護分野での就労を目的とした入国は認められていない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>介護福祉士の資格取得者や外国における隣接職種の資格者で一定の日本語能力を有する者等については、当該分野に関わる新たな在留資格を設け、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。</p> <p>更には、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームヘルパー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これら資格を母国で取得できるよう厚生労働大臣等が指定した介護福祉士養成施設や訪問介護員養成研修事業者が日本語教育ならびに日本と同様の課程を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>介護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国より優秀な人材を受け入れることが重要である。今回の日比合意は、とりわけこれまで専門的・技術的分野とみなされていなかった介護分野での外国人の就労の途が開かれた点で、その第一歩として評価できる。しかし、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、EPA交渉において合意した場合に限らず、同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきである。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 社会福祉士及び介護福祉士法 介護保険法</p> |
| <p>制度の所管官庁及び担当課</p> | <p>法務省出入国管理局 厚生労働省</p> |

| | |
|--------------|---|
| 国際経済連携・通商(3) | 高度人材に対する在留期間の長期化【新規】 |
| 規制の現状 | <p>出入国管理及び難民認定法では、現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。</p> |
| 要望内容 | <p>わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受入れをより一層促進すべく、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」「技術」「投資・経営」等、総じて専門性が高く不法滞在者も少ない分野の人材(いわば「高度人材」)については、在留期間を5年に伸張するべきである。</p> <p>同時に、労働基準法の改正により2004年度から高度専門知識を有する者の有期労働契約期間が5年に延長されたこと等も踏まえ、これら高度専門知識を有する外国人が5年の有期労働契約を締結しわが国で就労する際には、その期間に合わせて在留期間を設定すべきである。</p> |
| 要望理由 | <p>2005年3月29日に策定された『第三次出入国管理基本計画』では、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れる姿勢を引き続き示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい方策を構築する必要性が指摘されている」として、「在留期間を伸長しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を図っていく。また、併せて高度人材に含まれない専門的、技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していく」としている。専門的、技術的分野の中でも、上記の在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題の発生を防止することができる一方で、問題のない「高度人材」の身分の安定性は大いに高まる。</p> |
| 根拠法令等 | <p>出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | <p>法務省入国管理局</p> |

| | |
|--------------|---|
| 国際経済連携・通商(4) | 専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し【新規】 |
| 規制の現状 | <p>現在、就労を目的とする在留資格として出入国管理及び難民認定法で定められているのは、「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「技能」等の14資格（「外交」、「公用」を除く）であり、このうち、主に企業活動の中で必要とされる各資格の具体的な要件は、出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令にて定められている。</p> <p>2005年3月29日に策定された『第三次出入国管理基本計画』では、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れる姿勢を引き続き示し、「現行の在留資格や上陸許可基準に該当しないものでも、専門的、技術的分野と評価できるものについては、経済、社会の変化に応じ、産業及び国民生活に与える影響等を勘案しつつ、在留資格や上陸許可基準の整備を行い、積極的な受入れを進めていく」と指摘するとともに、「受入れに伴うプラスとマイナスの側面を十分勘案しつつ、現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していく」としている。</p> |
| 要望内容 | <p>現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて、内閣に必要な体制を整備し、政府全体として結論を先送りすることのないよう期限を明確にした上で可及的速やかに検討を進めていくべきである。</p> <p>当面、例えば「技能」の在留資格で認められる活動として、入管法別表第一に定められている「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」をより広く解釈して基準省令を見直すとともに実務経験要件を緩和すること等により、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化の観点から必要な外国人受入れを推進すべきである。同時に、「企業内転勤」の在留資格についても、上記見直しを進めつつ、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、「技能」の在留資格に該当する活動を適用する方向で検討すべきである。</p> |
| 要望理由 | <p>今後、労働力人口の減少が不可避的な状況にある中、わが国の国際競争力の維持・強化等を図る上では、わが国にとって付加価値の高い外国人労働者を適切に受け入れていくことが重要である。とりわけ、わが国の競争力の源泉である生産現場や関連サービス分野における高度の技術・技能、知識・ノウハウを有する人材や、豊かな国民生活や地域経済を維持する上で不可欠な人材などをより積極的に受け入れる必要性が高まりつつある。</p> <p>具体的には、マシンキーパー（生産システムのメンテナンスを迅速かつ確実にを行うため電気機械等に関する高度かつ広範囲な専門的知識と技能を有する）、セールスドライバー（顧客満足度の向上を図るため単なる商品の輸送だけでなく新規注文・改善提案・要望の受け付けや商品に係わる情報提供等を行うための必要な専門知識・ノウハウを有する）、バリ式エステのトレーナー（わが国ホスピタリティ産業のサービス向上に不可欠であり日インドネシアEPA協定においてインドネシア側からも関心が示されている）、技能実習修了後の就労（わが国の産業競争力、地域経済、国民生活の維持・強化に必要な分野において特に高度な技能を修得した者の就労で日インドネシアEPA協定においてインドネシア側からも関心が示されている（詳細は要望(7)参照）等の受け入れにつき要望がある。</p> |
| 根拠法令等 | 出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 法務省出入国管理局 |

| | |
|---------------------|--|
| <p>国際経済連携・通商(5)</p> | <p>短期滞在数次査証の緩和措置の徹底と円滑な実施等[新規]</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>2005年1月より、短期滞在数次査証の緩和措置が実施され、発給対象国の拡大(一部のアジア諸国16カ国 全アジア大洋州諸国35カ国及び3地域)、発給対象者の拡大(管理職 役職を問わず在籍1年以上の職員)、有効期間の延長(1年 3年(ロシア及び中国を除くAPEC加盟諸国人は5年))が行われた。</p> <p>また、2005年3月25日に閣議決定された『規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)』において、「短期商用等で我が国に入国するアジア諸国人等に対して数次査証を取得するよう奨励するため、数次査証の発給基準を公表し、在外公館等において周知徹底に努めるとともに、我が国国内においても適宜広報を行う」(平成17年度措置)とされたことを受け、外務本省より在外公館向けにホームページへの掲載等の周知徹底措置に関する通知が発出された。また、同通知において、上記の標準処理期間については、問題がない場合は申請翌日から起算してワーキングデー(土日、休館日を除く)5日目に査証が発給されるとしている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>上記緩和措置に関し、各在外公館のホームページ(現地語、日本語、英語)や査証申請窓口等における周知・数次査証取得の奨励等の一層の徹底を図るとともに、査証発給体制の充実・強化により、緩和措置のより円滑な実施を図るべきである。</p> <p>なお、短期滞在の一次査証の申請において、申請日の翌日から渡航予定日までワーキングデーが5日間確保されない場合においても、例えば、申請者が数次査証の発給要件対象者などの場合には、審査の上で発給が間に合わない場合もあることを説明した上で、申請者の事情を踏まえた柔軟な受付を実施すべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>アジア諸国等とわが国との経済関係の深化に伴い、これら各国で事業活動を行っているわが国企業に所属する各国社員やわが国企業とビジネス関係を有する各国企業に所属する社員が、商用目的でわが国に随時・円滑に入国することが事業活動遂行の上で極めて重要となっている。今回実施された短期滞在数次査証の緩和措置は、これらに対応する上で極めて有効な措置であり、その周知徹底と円滑な実施が求められる。</p> <p>しかし、在外公館のホームページ等を確認したところ、現時点では、今回の緩和措置が必ずしも十分に掲載されておらず、政府には在外公館の対応ぶりを把握の上、必要に応じてなお一層の措置を講ずるべきである。当会としても各種広報活動に協力していきたい。</p> <p>なお、数次査証を有しない者が緊急な商用でわが国に出張することが必要な場合も増えているが、申請日の翌日から渡航予定日までワーキングデー(土日、休館日を除く)が5日間確保されない場合は申請が受理されないなど、査証申請窓口では硬直的な運用が行われているとの指摘がある。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>外務省設置法第4条13</p> |
| <p>制度の所管官庁及び担当課</p> | <p>外務省領事局</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>国際経済連携・ 通商(6)</p> | <p>台湾修学旅行生等への査証の免除【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>2004年9月1日より台湾修学旅行生に対して査証申請提出書類の簡素化、査証料免除措置が実施されている。また、「二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律」に基づき、愛知万博期間中(2005年3月11日～2005年9月25日)は、身分証番号が記載された台湾護照(旅券)を所有する台湾住民に対して短期滞在査証が免除されているが、同法は愛知万博の終了日に失効することになっている。なお、香港については、2004年4月1日より香港特別行政区(SAR)旅券所持者及び英国海外市民(BNO)旅券所持者(香港居住権者)に対して査証免除措置が実施されるとともに、中国についても、30日以内滞在予定の修学旅行生に対し短期滞在査証が免除されている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>現在、台湾住民の査証取得等に関し各種の緩和措置が講じられているが、同住民の日本への更なる観光誘致のためにも、短期滞在査証の免除措置が引き続き実施されるよう(少なくとも修学旅行生に対し)、関連法の改正も含め、所要の措置を早急に講ずるべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>わが国観光産業及び地域経済の振興ならびに人的交流の促進による国際的な相互理解促進等の観点から、わが国が観光立国を実現するための基盤整備は極めて重要である。とりわけ査証については、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)でも指摘のある通り、日本の治安への影響を考慮しつつ、問題のない国・地域に対する査証免除対象国の拡大を図っていく必要がある。台湾住民(とりわけ修学旅行生)については、日本における治安等へのリスクは他の査証免除対象国と比較しても高いとは言えず、査証免除は問題ないと考える。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律 外務省設置法</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>外務省領事局</p> |

| | |
|--------------|--|
| 国際経済連携・通商(7) | 在留資格認定証明交付申請手続きの代理人範囲の拡大[新規] |
| 規制の現状 | <p>出入国管理及び難民認定法では、在留資格認定証明書交付申請について、本邦に上陸しようとする外国人に代わり、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者が代理人としてこれを行うことができることと定められているが、法務省令では、代理人の範囲について、例えば、在留資格「研究」「技術」「人文知識・国際業務」では「本人と契約を結んだ本邦の機関の職員」に、同「企業内転勤」では「本人が転勤する本邦の事業所の職員」に、限定されている。</p> |
| 要望内容 | <p>代理人の範囲を拡大し、本邦に上陸しようとする外国人に代わり、当該外国人と契約を結んだ本邦機関の職員や当該外国人が転勤する本邦の事業所の職員に加え、これら本邦機関・事業所の人事・採用業務などを担当する機能分社(グループ会社)など密接な関係を有する一定の本邦機関の職員も代理人として、地方入国管理局に申請書を提出する手続きを行うことを認めるべきである。</p> |
| 要望理由 | <p>経済のグローバル化が進展する中、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、国籍を問わず優秀な人材を確保することが急務となっており、既に多くの高度人材が国境を越えて頻繁に移動し活動する状況となっている。一方で、グループ経営の法制度が整ってきたことなどを背景に、企業が専門機能を分社化し、グループ内業務を集中管理する事例が増えているが、在留資格認定証明書交付申請手続きを含め現行法令の多くは、こうした機能分社を想定していないため、事業展開の妨げとなっている。</p> <p>機能分社の目的は、経営の効率化、遵法に則った当該業務の専門性強化、品質の向上を図ることであり、例えば親会社の連結対象子会社等で当該業務の委託契約に基づきグループ企業の人事・採用業務を行う場合、これらの職員は業務の遂行にあたって十分な専門性を有し当該外国人が契約・転勤する機関の活動の詳細を理解しており、書類の提出を代理しても支障はない。</p> |
| 根拠法令等 | <p>出入国管理及び難民認定法第7条の2 同施行規則第6条の2 施行規則別表第4</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | <p>法務省入国管理局</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>国際経済連携・通商(8)</p> | <p>公表制度により公表されている企業に対しての優遇措置 (輸出許可の申請時における輸出管理社内規程受理書提出の免除)〔新規〕</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>「輸出貿易管理令の運用について；1-1輸出の許可(2)輸出申請」では、輸出許可申請時、輸出許可書とともに、輸出管理社内規程受理票の写しの提出を義務付けている。 一方、2005年2月25日に公布された「輸出管理社内規程の届出様式等について(輸出注意事項17第9号)」では、輸出管理規程届出企業のうち、「輸出管理社内規程の実施状況について(宣言)」を提出した企業については、経済産業省のホームページに公表されることとなった。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>上記の宣言を提出し、経済産業省のHPに公表された企業に対しては、既に輸出管理規程を届け出ているとみなし、輸出許可申請時に輸出許可書への輸出管理社内規程受理書の添付を免除すべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>輸出企業において、輸出許可の申請時毎に輸出管理規程届出書受理書を提出することは、その受理書が最新のものであるかの確認作業等を必要とするため、作業工程を増やすこととなり、作業効率の低下を引き起こす要因となり得る。特に、一般包括輸出許可の適用できない製品を取り扱う企業においては、個別の輸出許可の回数が格段に増えるため、実務の煩雑化を引き起こしかねない。更に、「輸出管理社内規程の届出様式等について(輸出注意事項17第9号)」において、公表制度により公表されている企業は既に輸出管理社内規程を提出し、それに基づき輸出管理を実施しているものとする趣旨にそぐわないものである。輸出許可申請時に輸出管理社内規程届出書受理書の提出義務を廃止することにより、企業における作業効率の改善が期待できる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>「輸出貿易管理令の運用について；1-1輸出の許可(2)輸出認可申請」 「輸出管理社内規程の届出様式等について(輸出注意事項17第9号)」</p> |
| <p>制度の所管官庁及び担当課</p> | <p>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>国際経済連携・ 通商(9)</p> | <p>WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>NTTグループ各社は、民営化され市場の監視を受けているにもかかわらず、「WTO政府調達に関する協定」において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続きに従って調達手続きを進めることが義務付けられている。</p> <p>また、わが国は、自主的措置として、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、「物品に係わる政府調達手続き」等を定めており、協定対象機関には、より詳細かつ対象範囲が広い調達手続きが求められている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>NTTグループ各社(NTT持株会社、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ)を政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべきである。とりわけ、完全な民間企業となっているNTTコミュニケーションズ社の適用除外については、協定締約国に対し、早期に必要な働きかけを行うべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>民営化されたNTTグループ各社は、通信業界におけるグローバルな競争が急速に進展している中での事業展開を余儀なくされており、また経営努力により一層の合理化、コストダウンを求められている。こうしたなか、NTTグループ各社は、政府調達協定の対象機関として、煩雑な手続きを行うことにより、購入に至るまで2.4～5.5カ月という長期間を要したり、海外製品の調達額の集計を求められる等、多大な負担を強いられている。</p> <p>こうした手続きは、機動的なビジネスを阻害し、諸外国の企業と比べて非常に不利な状態となっており、対象機関から除外されれば、ビジネスのニーズに合わせて迅速で柔軟な調達が可能となる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>政府調達に関する協定(1996年)付属書 付表3</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課</p> |